

地方単独事業全体

(うち「社会保障」分野に属さないもの)

出産祝い金、準要保護児童生徒援助・給食援助、通学バス運行事業費、勤労者住宅資金貸付預託金 等

「社会保障」分野に属するもの

(うち「給付」に該当しないもの)

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る事務費、
公立病院・診療所等の保険収入外の繰入、保健所、保健センター、各種団体補助 等

「給付」に該当するもの

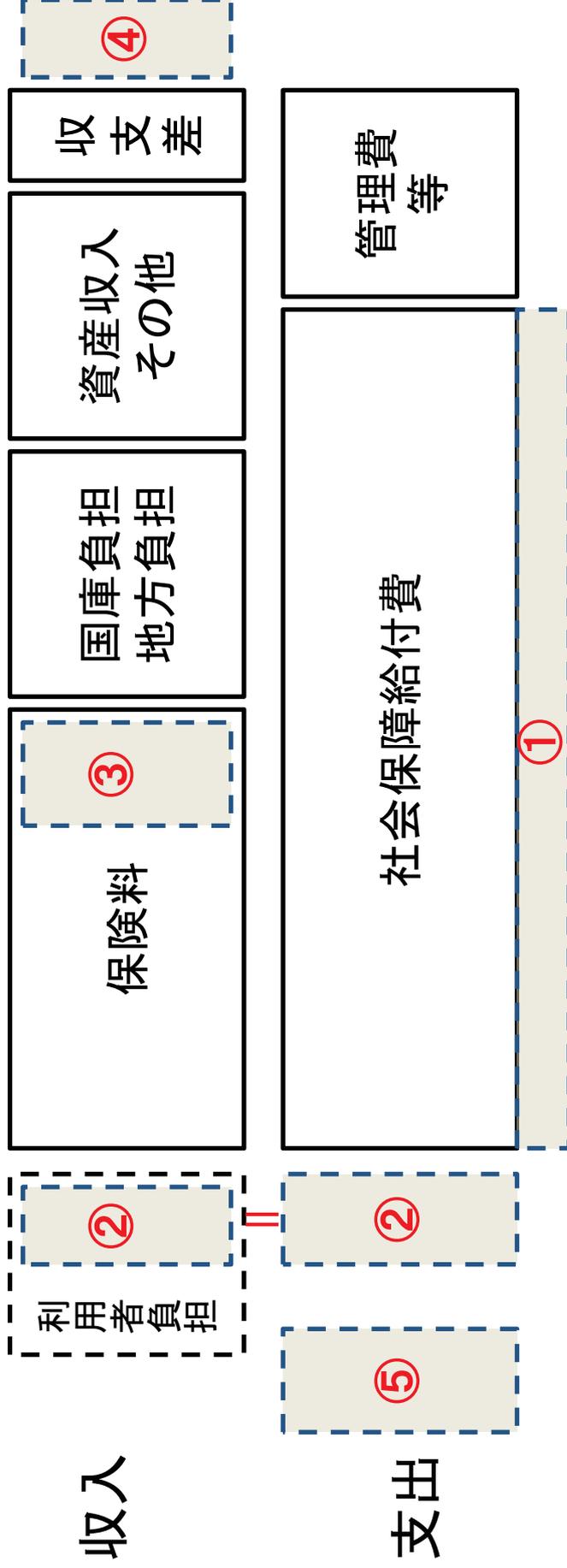
社会保障4分野以外		社会保障4分野 (年金、医療、介護、子ども・子育て)
強 ↑ 法令上の規定 ↓ 弱	義務規定	妊産婦健康診査 等
	努力義務規定	後期高齢者保健(健康診査等)、医療安全支援 等
	その他の規定	老人日常生活用具・介護用品等支給、 公立幼稚園の運営費 等
なし	民生委員活動費 等 老人クラブ活動費 等 ホームレス自立支援 等 障害者施設利用者負担軽減 等	保育所(公立・私立)の職員加配・人件費の上乗せ・保育料軽減、 乳幼児医療費助成、介護サービス利用者負担助成、 国民健康保険の一般会計繰入れ、 子どもに対する現金給付 等

※これらの事業には、交付税措置等がなされているものが含まれている。(例：妊産婦健康診査)

社会保障分野における支出の類型

平成23年10月25日
 社会保障給付費の整理に関する
 検討会(第2回)資料

社会保障分野において地方自治体等による独自の支出が行われている場合、その支出の性質についてはいくつかの類型が考えられる。



- ① 既存制度に基づく給付を上乘せするための支出(例:保育所の職員加配)
- ② 利用者負担を軽減するための支出(例:乳幼児医療費助成)
- ③ 保険料負担を軽減するための支出(例:国民健康保険の一般会計繰入れ)
- ④ 本来の事業収入(法律に基づく保険給付)以外の公費負担(例:公立病院への一般会計負担)
- ⑤ 給付費以外の制度に基づいた給付を行うための支出

(注)「管理費等」とは、管理費、運用損失、他制度への移転、その他事務費や保健施設費である

社会保障・税一体改革成案(抄)

平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

Ⅱ 社会保障費用の推計

2 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計

社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。¹

Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

(略)

消費税収(国・地方)については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条)に充当する分野を拡充する。社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る。

(2) 消費税収の使途の明確化

消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わない²こととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)。

(略)

¹ 2011年度予算ベースでは、社会保障給付に係る国・地方公費は39.4兆円である。他方、総務省推計によれば、2011年度で、地方単独事業として社会保障に関連する支出は7.7兆円と見込まれる。

² 有識者検討会報告において引用されている「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」(平成20年12月24日閣議決定)参照

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

上記(1)及び(2)の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。現行分の消費税収(国・地方)についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

(略)

2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

(略)

具体的には、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、国・地方合わせて、①上記Ⅱ-1で示す「機能強化」にかかる費用、②高齢化の進行等により増大する費用及び③基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用(社会保障国民会議では、この3つの経費を合計して「機能強化」として試算している)、④後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び⑤消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る³。

(略)

³ Ⅱ-2における総合的な整理を踏まえた対応に留意する。

厚生労働省社会保障改革推進本部の検討状況について
(中間報告)

【抜粋】

厚生労働省
平成23年12月5日

9. 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理

- 地方単独事業を含め、財源構成に関わりなくその事業の機能・性格に着目した社会保障給付の全体像の整理を行う。
 - ・ 社会保障給付費としては、今後、ILO基準に則り、「法令に基づき事業の実施が義務づけられる個人に帰属する給付」を対象とし、その際には財源構成に関わりなく把握する。
 - ・ 社会保障給付費の範囲に入らない①事業の実施が義務づけられていない事業、②個人に帰属する給付以外の給付に類似する事業、③施設整備費等を含め、社会保障に要する費用全体について把握する。